

## 陸上競技場使用心得

1. 競技場内には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. 競技場内には運動靴以外では入らないこと。
4. 競技場においては、喫煙を禁止する。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設器具・備品等を使用する場合は許可を得ること。
7. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
8. 常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。
9. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
10. その他担当係員の指示に従うこと。
11. 競技場内の整備については次のことに留意すること。
  - (1) トラック  
使用後は、必ず（トンボでならして）整備すること。
  - (2) フィールド
    - ① 週1回以上必ず転圧を加えておくこと。
    - ② 雨天後の使用については、競技場内の状況等を十分に考慮し適切な処置をした上で使用すること。

## 野球場使用心得

1. 球場内には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. 球場内には、運動靴又は野球用スパイク以外では入らないこと。
4. 球場内においては、喫煙を禁止する。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設器具・備品等を使用する場合許可を得ること。
7. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
8. 常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。
9. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
10. その他担当係員の指示に従うこと。
11. 球場内の整備については次のことに留意すること。
  - (1) 使用後は、必ず（トンボでならして）整備すること。
  - (2) 雨天後の使用については、場内の状況等を十分に考慮し適切な処置をした上で使用すること。

## サッカー場（兼ラグビー場）使用心得

1. 場内には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. 場内には、運動靴以外では入らないこと。
4. 喫煙は所定の場所で行い、吸殻は各自で片付けること。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設器具・備品等を使用する場合は許可を得ること。
7. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
8. 常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。
9. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
10. その他担当係員の指示に従うこと。
11. 場内の整備については次のことに留意すること。
  - (1) 使用後は必要に応じて整備すること。
  - (2) 雨天後の使用については、場内の状況等を十分に考慮し適切な処置をした上で使用すること。

## テニスコート使用心得

1. コート内には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. コート内には指定の運動靴以外では入らないこと。
4. コート内においては、喫煙を禁止する。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設器具・備品等を使用する場合は許可を得ること。
7. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
8. 常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。
9. 使用後は、必ずコートブラシをかけ、整備すること。
10. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
11. その他担当係員の指示に従うこと。

## ソフトテニスコート使用心得

1. コート内には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. コート内には指定の運動靴以外では入らないこと。
4. コート内においては、喫煙を禁止する。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設器具・備品等を使用する場合は許可を得ること。
7. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
8. 常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。
9. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
10. その他担当係員の指示に従うこと。
11. コートの整備については次のことに留意すること。
  - (1) クレーコート構造の場合
    - ① 使用後は必ずコートブラシをかけ、整備すること。
    - ② 雨天後の使用については、コートの状況等を十分に考慮し適切な処置をした上で使用すること。
    - ③ コート付近の草はできるだけ早い機会に除去すること。

## バレーコート使用心得

1. コート内には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. コート内には指定の運動靴以外では入らないこと。
4. 喫煙は所定の場所で行い、吸殻は各自片付けること。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設器具・備品等を使用する場合は許可を得ること。
7. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
8. 常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。
9. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
10. その他担当係員の指示に従うこと。
11. コートの整備については次のことに留意すること。
  - (1) クレーコート構造の場合
    - ① 使用後は必ず転圧作業をすること。
    - ② 雨天後の使用については、コートの状況等を十分に考慮し適切な処置をした上で使用すること。
    - ③ コート付近の草はできるだけ早い機会に除去すること。

## 水泳プール使用心得

1. プール（附属施設及び附属器具を含む。）には、使用を許可された者以外は立ち入らないこと。  
また、使用許可書を交付された者は必ずこれを携帯すること。
2. 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
3. プールサイドにおいては、土足は厳禁とする。
4. プール内及びプールサイドにおいては、飲食、喫煙を禁止する。
5. 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
6. 施設、器具等を滅失・破損又は汚損したときは原形回復に必要な経費を弁償すること。
7. 常に清潔・整頓に留意し、附属器具等は、使用後は必ず定位置に戻しておくこと。
8. 使用心得に反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。
9. 伝染病保持者又は病人は使用できない。
10. その他担当係員の指示に従うこと。
11. 使用に当たっては次のことに留意すること。
  - (1) プール内には浮袋等の持ち込みを禁止する。
  - (2) シャワーを浴び準備体操を済ませてから使用すること。
  - (3) 使用後は洗眼すること。
  - (4) 公衆衛生に反する行為をしないこと。